

第2弾

# マイナポイント 最大20,000円分がもらえます!

マイナンバーカードは、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、さまざまな行政サービスを受けることができるようになるICカードです。

令和4年9月までにマイナンバーカードを申請した人は、令和5年2月末までにお申し込みいただくと、好きなキャッシュレス決済サービスで使える最大2万円分のマイナポイントがもらえます。まだマイナンバーカードをお持ちでない人は、ぜひこの機会に申請しましょう!

①マイナンバーカードの  
新規取得など<sup>※1</sup>で  
最大5,000円分



②健康保険証としての  
利用申し込み<sup>※2</sup>で  
7,500円分



③公金受取口座の  
登録<sup>※2</sup>で  
7,500円分



マイナンバー

※1 マイナポイント第1弾に申し込んでいない人、また申し込んだ人で20,000円のチャージやお買い物を行っていない人が対象です。

※2 「健康保険証としての利用申し込み」「公金受取口座の登録」は、右のQRコードからご確認ください。



◀マイナポイント  
取得方法

## マイナンバーカードを作ってみよう!

お手元に交付申請書のご用意を

マイナンバーカードを申請するには、交付申請書が必要です。74歳以下で未申請の方には7月下旬から順次申請書が送付されます。申請書が届かない場合は、本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）をお持ちのうえ、村役場住民課までお越しください。

### 住民課窓口での申請



①本人確認書類を持って役場  
住民課へ  
平日の開庁時間にお越しください



②顔写真を撮影  
申請に必要な写真を無料で  
撮影します



③申請書などの書類を記入  
職員が書類の書き方を案内  
します



④郵便ポストに投函し、申請  
完了

### スマートフォンでの申請



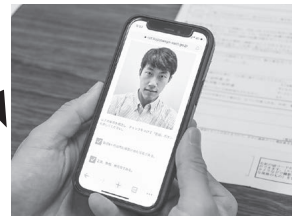
①スマートフォンで顔写真を  
撮影



②スマートフォンで交付申請  
書のQRコードを読み取る



③申請用ウェブサイトでも  
メールアドレスを登録



④申請者専用のウェブサイトのURLが届いたら、顔写真を登録。必要事項を入力して申請完了

マイナンバーカードは約1か月で完成し、住民課窓口でお渡しします。村から交付通知書が届きましたら、お早めにカードの受け取りをお願いします。

■ お問い合わせ先 住民課住民係 TEL 6 2 - 3 1 1 2